

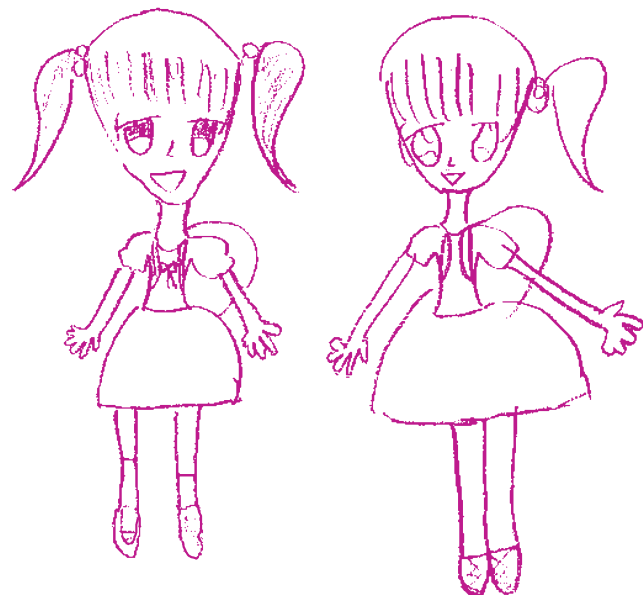
横浜の子どもたちにこれだけは今すぐに!

横浜市長 林 文子 様

子どもたちの権利を保障するための要請書

要請理由

横浜市は20ある政令指定都市で唯一、中学校給食が実施されていません。また、少人数学級の実現や小児医療費の拡充なども県内の自治体や他の政令指定都市と比べて、とても低い水準にあります。子どもたちの豊かな育ちが横浜の輝かしい未来を保障します。私たちは「子育てするなら横浜で」と、他の自治体の住民から言われるくらいに、子どもにも大人にも優しい、子育てしやすい環境を横浜市で実現したいと願っています。「日本国憲法」、「児童憲章」、「子どもの権利条約」に基づいて、今すぐに要請項目を実現してください。



切り取り線

子どもを守る横浜各界連絡会

2017年 月 日

連絡先

〒220-0031 横浜市西区宮崎町25
TEL.045-241-0005
FAX.045-241-4987

取扱い団体

事務局団体

- 横浜子どもを守る会
- 横浜学童保育連絡協議会
- 横浜保育問題協議会
- 子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会
- 横浜市立高等学校教職員組合
- 横浜市従業員労働組合

留守家庭の子どもたちの安全で豊かな放課後のために

学童保育の充実と発展を求める請願書

《請願にあたって》

横浜の学童保育は、1963(昭和38)年に開始されて以来54年が経ち、1997(平成9)年には児童福祉法に位置づけられ、2015(平成27)年からは「子ども・子育て関連3法」に基づいて施行された新制度における「子ども子育て支援事業計画」の柱として新たなスタートを切りました。現在では市内に225か所の学童保育が運営され、10,718名(4月1日現在)の留守家庭児童が通っています。

一方、厚労省が今年1月に発表した資料によると、低学年児童について、全校児童に対する学童保育(放課後キッズクラブの留守家庭登録を含む)の登録児童数の割合が、全国平均28.2%に対して横浜市は11.8%と半分に満たないことがわかりました。この要因としてはいくつか考えられますが、横浜の学童保育の保護者負担金が高額なことも大きな要因のひとつです。

経済的な理由から学童保育を利用できないことはあってはならないことです。各クラブでは独自に保育料の減免制度を実施しているところが多くありますが、このことで平均保育料を引き上げていることも否定できません。

また、条例基準の経過措置期間は残り2年半となりましたが、面積基準(児童一人当たり1.65㎡)や耐震基準が適合できていないクラブが、まだ100か所近くあります。

これらのクラブが基準適合するために移転した場合、家賃補助を超えた分が保護者負担になってしまうクラブが数多く出ることも予想されます。すでに月10万円近い家賃の保護者負担分によって保育料が横浜市の平均を大きく超えているクラブもあります。

私たちは、こうした施策的な要因で学童保育の利用をあきらめることのないような制度作りと予算措置が重要であると考えています。

2018(平成30)年度予算編成にあたり、各学童クラブが安定的な運営を営める予算措置を講じていただけるよう、市会一丸となってこの請願を採択されることを願うものです。

請願団体

横浜学童保育連絡協議会・横浜市従学童保育指導員支部

連絡先

〒231-0027 横浜市 中区 扇町 3-8-7 三平ビル201

TEL 045-662-7244 FAX 045-663-4118 E-mail:hama_gkd@d3.dion.ne.jp

取扱い団体

2017年 月 日

請願項目① ～経済的な理由で学童保育を利用できないことのないように～

ひとり親世帯、多子世帯への利用料減免制度を市の単独事業として実施してください。

ひとり親世帯、多子世帯についての減免は、多くのクラブが独自に行っています。横浜市も国に対して減免制度の創設の予算要望を毎年出していますが、国の制度をただ待つのではなく、国が制度を創設するまでは、市の単独事業として実施してください。

請願項目② ～子どもたちに安全で適切な広さの施設を確保するために～

施設家賃補助は保護者の負担がないように上限を30万円に増額してください。

子どもたちの安全・安心を保障するために、面積基準（1.65㎡/人）と耐震基準を満たす施設を確保するには、高額な家賃を払わなければなりません。

横浜市も国への要望書で「対象物件の少なさや高額な賃借料負担など都市部特有の課題を抱える横浜市」では賃借料補助が「クラブの運営面で大きな課題である」と言っています。

「子ども・子育て支援事業計画」達成のための緊急の課題であるクラブの分割・移転を進めるため、また家賃補助金を超えた分の保護者負担を抑えるためにも施設家賃の上限の引き上げを求めます。

氏名	住所

・ご記入いただいた個人情報につきましては、請願署名にのみ使用し、目的以外に使用いたしません。
・この署名は、請願署名です。全国すべての地域の方々の署名も有効です。
※署名の住所は、「〃」や「同上」はなるべく使わずに、番地までお書き下さい。

子どもを守る横浜各界連絡会

子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができるように「子どもの権利条約」に基づいて、次の10項目を要請します。

要請項目

- 市内の小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を実現してください。当面、人を配置して、小学校・中学校・高等学校の全学年で35人以下学級、高校定時制で30人以下学級を実施してください。
- 横浜市の放課後児童クラブと放課後キッズクラブの保護者負担金の平準化のために必要な補助制度の創設と予算措置をしてください。
- 政令指定都市で実施していないのは横浜市だけです。学校給食法に基づいて、中学校給食を今すぐ実施してください。
- 高校の授業料を無償に戻すよう、国に要請してください。全日制公立高校の募集枠拡大を、県に強く働きかけてください。夜間定時制高校の給食を、従来の完全給食に戻してください。
- 誰でも希望する保育所に入ることができるように、認可保育所の増設と、職員（保育士・栄養士・調理員・看護師・事務員等）が安心して働き続けることができる労働環境の改善と、保育所運営の安定を図ってください。
- 子どもたちの健康を守るために、学校検診日に受診できなかった場合は、学校外での検診について保証し、その周知徹底を図ってください。
- 児童虐待に迅速に対応するため、引き続き区と児童相談所の専門職の計画的な人員配置と人材育成を図ってください。特に、一時保護所の体制強化を早急に図ってください。あわせて虐待を受けた児童の受け入れ先として、里親制度の拡充と、乳児院・児童養護施設・グループホームなどの受け入れ定員をさらに増やしてください。
- 市内の小学校・中学校・高等学校で、特別な手立てを要する子どもたちに適切な支援ができるように、教職員配置や施設・設備の改善を行ってください。
- 全校配置が実現した学校司書が継続して働けるように、通勤手当を支給するなど、雇用条件を改善してください。5年での雇い止めを撤廃してください。
- こどもの医療費無料化の拡充を中学校卒業までに引き上げてください。あわせて窓口での500円負担を撤廃してください。

氏名	住所

・ご記入いただいた個人情報につきましては、陳情署名にのみ使用し、目的以外に使用いたしません。
・この署名は、陳情署名です。全国すべての地域の方々の署名も有効です。
※署名の住所は、「〃」や「同上」はなるべく使わずに、番地までお書き下さい。

切取り線